

掲載議案 候補1

乳児等通園支援事業の実施や小学校の校舎へのエレベーター設置など

【第1号】 令和7年度一般会計補正予算

補正額	
〇〇〇千円	
(内訳)	
〇〇費	〇〇〇千円
〇〇費	〇〇〇千円
〇〇費	〇〇〇千円
〇〇費	〇〇〇千円

【主な事業内容】

浜町保育園にて、こども誰でも通園制度（乳児等通園支援事業）を実施

【目的】

全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を強化することを目的とします。

(補正額：●●●万円)

【事業内容】

普段、保育所等に通っていないこどもを対象に、保護者の就労等の要件を問わず、保育所等への通園が可能となります。令和7年度においては、左記のとおり実施します。

【対象施設】

- ・施設名…浜町保育園
- ・受入れ年齢…0歳6か月～満3歳未満
- ・定員…10名
- ・職員配置…常勤1名、会計年度任用職員3名（全員保育士）
- ・利用方法…利用する曜日等を固定せず柔軟に利用
- ・開所時間…9時～17時
- ・給食…希望者に提供
- ・部屋…専用室独立実施型

新型コロナウイルスワクチンの定期接種を実施

(補正額：●●●万円)

令和6年度より新型コロナウイルス感染症が予防接種法のB類疾病に位置付けられたため、今年度も引き続き同法に基づく定期予防接種として実施するにあたり、必要経費を補正するものです。

【対象者】

- ・65歳以上の方
- ・60歳～64歳で重症化リスクの高い方(※)
- (※)心臓、腎臓又は呼吸器の機能に自己の身の周辺の日常生活が極度に制限される程度の障害を有する方及びヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に日常生活のほとんどが不可能な程度の障害を有する方（身体障害者手帳1級）

海神南小学校にエレベーターを設置

(補正額：●●●万円)

教育環境の改善を図るため、海神南小学校の校舎内にエレベーターを設置します。

掲載議案 候補2

(仮称) 田喜野井1丁目2号公園用地の取得

(補正額：●●●万円)

【第2号】 令和7年度公共用地先行取得事業特別会計補正予算
都市公園（仮称…田喜野井1丁目2号公園）用地を取得するため補正するものです。

個人市民税及びたばこ税の改定

【第6号】市税条例の一部を改正する条例

地方税法の一部改正に伴い、所得控除等について、所要の改正を行うものです。

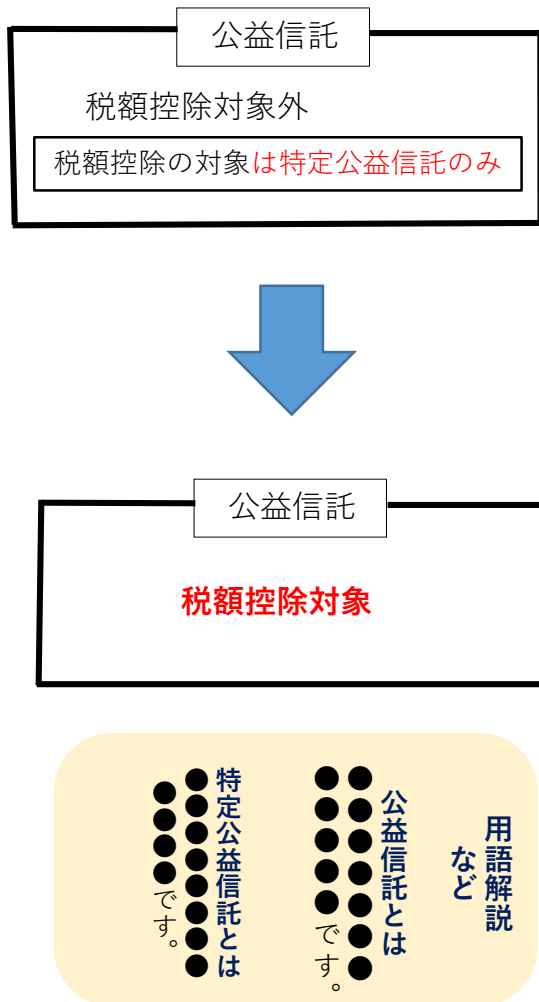
① 特定親族特別控除の創設（地方税法改正に伴う改正）

区分	親族等の合計所得 (19歳から23歳未満)	控除額	参考 (給与収入の場合)
特定扶養控除 (既存の制度)	58万円以下 ※現行は48万円	45万円	123万円以下
特定親族特別控除 (新設)	58万円超 95万円以下	45万円	123万円超 160万円以下
	95万円超 100万円以下	41万円	160万円超 165万円以下
	100万円超 105万円以下	31万円	165万円超 170万円以下
	105万円超 110万円以下	21万円	170万円超 175万円以下
	110万円超 115万円以下	11万円	175万円超 180万円以下
	115万円超 120万円以下	6万円	180万円超 185万円以下
	120万円超 123万円以下	3万円	185万円超 188万円以下

【施行期日】 令和8年1月1日

② 寄附金税額控除の改正（県税条例改正にならう改正）

これまでは寄附金控除の対象となるのは特定公益信託に対する金銭による寄附に限られていましたが、「公益信託に関する法律」の改正により、公益信託に対する寄附金（金銭その他の資産）が寄附金税額控除の対象となります。



【施行期日】 公益信託法の施行日の属する年の翌年の1月1日

(令和9年1月1日予定)

③ たばこ税の課税方式の見直し（地方税法改正に伴う改正）

加熱式たばこの課税方式について、「重量の要素」と「価格の要素」によって紙たばこの本数に換算する方式から、「重量の要素」のみで換算する方式に改めます。

【施行期日】 令和8年1月1日（※）

（※）激変緩和措置として経過措置を設け、令和8年4月以降と令和8年10月以降の2段階で行います。

掲載議案 候補4

消防団員及び消防作業従事者等の損害補償に係る
補償基礎額の改定

【第7号】 消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

「非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令」が一部改正され、消防団員及び消防作業従事者等の損害補償に係る補償金額が改定されたことから、所要の改正を行うものです。

① 消防団員

階級	勤務年数	改正後	改正前	増減額
団長及び副団長	10年未満	12,900円	12,500円	+400円
	10年以上20年未満	13,700円	13,350円	+350円
	20年以上	14,500円	14,200円	+300円
分団長及び副分団長	10年未満	11,300円	10,800円	+500円
	10年以上20年未満	12,100円	11,650円	+450円
	20年以上	12,900円	12,500円	+400円
部長・班長及び団員	10年未満	9,700円	9,100円	+600円
	10年以上20年未満	10,500円	9,950円	+550円
	20年以上	11,300円	10,800円	+500円

② 消防作業従事者等

最低額 9,100円 → 9,700円 (+600円)
最高額 14,200円 → 14,500円 (+300円)

③ 扶養親族加算分(1人につき)

子 333円 → 383円 (+50円)
配偶者 217円 → 100円 (+117円)

掲載議案 候補5

南部地域包括支援センターの移転

【第8号】 地域包括支援センター条例の一部を改正する条例

南部地域包括支援センターを市役所本庁舎から別館に移転するため、位置を改正するものです。

【移転先】 船橋市湊町2丁目8番11号(市役所別館)

【施行期日】 令和7年8月25日



こども誰でも通園制度（乳児等通園支援事業）を実施

【第10号】乳児等通園支援制度の設備及び運営に関する基準を定める条例

【利用対象者】

- ・0歳6か月～満3歳未満
- ・市内に住所を有すること（令和8年度以降は「市外の子ども」も対象）
- ・保育所、認定こども園、地域型保育事業所、企業主導型保育所に通っていないこと

【利用者負担額】

- ・こども1人1時間あたり300円を標準とし、各事業所が設定（減免制度あり）

【運営費】

- ・こどもの利用した時間に応じて左記の額を市から助成

補助金単価（こども1人あたり/1時間）

対象者	金額
0歳児	1,300円
1歳児	1,100円
2歳児	900円

【利用方法】

- ・定期利用（特定の事業所を定期利用）
- ・柔軟利用（利用する事業所や曜日、時間を固定せずに利用）

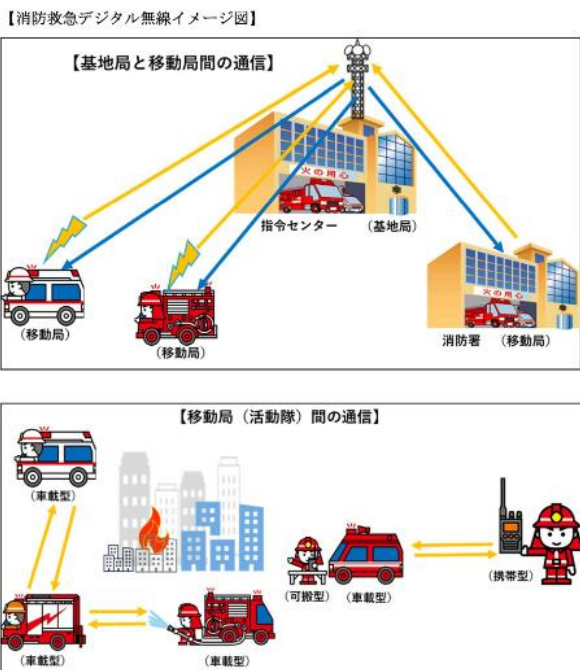
【実施方法】

- ・余裕活用型（保育所等の空き定員を活用）
- ・一般型（保育所等とは別に定員を設け、在園児と合同又は専用室を設けて受け入れを行う）

消防救急デジタル無線設備（移動局）物品供給に係る契約を締結

【第12号】消防救急デジタル無線設備（移動局）物品供給契約の締結について

災害等の消防活動において、消防活動センターと活動隊が相互に通信できる消防救急デジタル無線設備（移動局）を購入します。



【契約の概要】

- ・契約方法…一般競争入札
- ・契約金額…1億5352万9200円
- ・契約相手方…株式会社テレコム 千葉支店
- ・事業期間…2か年

【物品の概要】

- ・無線設備数…126機
- （内訳）車載型…75機 可搬型…5機
- 卓上型…3機 携帯型…43機

新しい副市長の選任に同意

【第16号】 副市長選任の同意を求めることについて

杉田修副市長が令和7年6月28日をもって任期が満了したので、後任の副市長を選任するものです。

○新たに副市長として選任する者の氏名

林 康夫（はやし やすお）